

教育活動と勤務時間 —公立中学校教諭12名の1週間—

布川 淑*

本稿は、公立中学校教諭の勤務実態に焦点をあてながら、教育活動の内容と諸活動の所要時間、勤務時間中の諸活動の配置と時間配分を精査することによって、教育活動と勤務時間の関係を明らかにすることを課題とする。そのために、超過勤務の発生という事態に着目し、勤務時間の長さを指摘するだけでなく、どのような内容の教育活動が行われているのか勤務時間の構成を明らかにする視点から教師の多忙を考察し、恒常的な長時間勤務の是正の必要性を提起する。改訂学習指導要領によって総授業時数が増加する一方で、教師の勤務時間管理は、学校教育法制に依拠することで時間外勤務の発生を想定し、超過勤務を抑制する条件を欠く状況にある。学校を取り巻く環境の変化や子どもの教育課題の変容をうけて、従来とは異なった子どもとの向き合い方や教育実践のあり方を模索するとすれば、しかも、それを教師1人あたりの勤務時間を短縮する方向で追求するならば、学校現場の実態に即した議論の展開が不可欠である。

キーワード：公立中学校、超過勤務、勤務時間管理、教職の特殊性

はじめに

学校教師の多忙が指摘されるようになって久しい。仕事にたいする負担感や体調不良の訴え、精神性疾患による休職者数の増加といった現象と多忙との関係が取り上げられるだけでなく、推進される教育改革、学校にたいする不信や批判のなかで教師の多忙が語られることも多くなっている。本稿は主に勤務時間を対象にして、恒常的な長時間勤務に象徴される教師の多忙の実態を考察することを目的としている。

教師の勤務時間を考察する上での視角は次の

とおりである。教育実践のもつ特殊な内容が教師の働き方を本質的には規定する¹⁾。しかし他方で教師がどのような働き方をするのかは、教師の教育活動の継続を前提に展開される教育政策に規定されている。教育という営みのもつ特殊性、つまり教授や学習に固有の論理と長時間勤務の発生とはひとまず区別される。したがって、日本の学校教育の特徴を把握するためには、どのような働き方が要請されるなかで教師が教育活動を実践しているのかにアプローチする必要がある。

第1章では、勤務時間にかかわる教育改革の現状を整理した上で、長時間勤務の発生要因を考察した先行研究を概括する。とりわけ新学習指導要領の実施にともなう総授業時数の増加と

* 立命館大学大学院研究科博士後期課程

勤務時間管理の方法模索という政策展開をふまえて、「教師が子どもと向き合う時間」が何を意味し、教職に適合的な時間管理とはどのようなものか検討する必要があることを確認する。第2章では、本稿の扱う学校教師の勤務データとその集計方法を説明し、第3章において教育活動と勤務時間の詳細を明らかにする。以上のように勤務時間に焦点をあてながら、「教職の特殊性」の側面である勤務態様の諸特徴を考察することを通じて、教育活動がどのように構成され長時間勤務が構造化されるのかを示唆したい。

1 恒常的な長時間勤務の発生要因

(1) 「子どもと向き合う時間」と授業時数

中央教育審議会は2006年の「審議経過報告」において、国語力や理数教育等の充実と合わせて授業時数を見直す必要を提起した。2008年の同審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」において、「授業研究といった教師の工夫と相まって教育の質の向上を図っていくためには、何よりも、まず、教師が一人一人の子どもたちと向き合い、指導を行うための時間を確保することが重要である」と述べられているように、学習指導要領の改訂にあたっては、教育の質を向上させる目的にたいして授業時数を増加することが課題となった。そこで謳われたのが「教師が子どもと向き合う時間の確保」である。答申自らが「授業時間と学力水準との間の因果関係は必ずしも明らかではない」と付言するように、教育の質の向上が授業の時間量によってのみ達成されるものではないのは言うまでもない。しかしながら、「子どもと向き合

う時間」の必要性を論拠に総授業時間は伸長することになっている。

教師にとって子どもと向き合う時間は教育活動の目的である。子どもと遊ぶ時間や放課後に子どもを残して個別指導する時間がとれなくなったとの大阪教育文化センター（1996）による指摘は、授業時間の不足を示唆するものではないが、子どもと向き合う時間の不足をもたらす勤務の多忙化を問題提起している。教師のメンタルヘルスに関する文部科学省委託調査では、「児童生徒の話や訴えを十分に聴く余裕がない」（61.5%）との結果も公表されている（ウェルリンク、2008）。同調査ではまた、「勤務時間以外でする仕事が多い」（90%）、「一週間のうちで休める日がない」（43.8%）というように、勤務日と休日における残業量の多さも表明されている。これらの調査結果にみられる教師の多忙感、授業を中心とした子どもの指導にかかわる時間にたいして表明されたものではないことから、指導時間を圧迫するようなそれ以外の業務における多忙が生じていると推測でき、その結果、向き合う時間が不足する事態が生じているように受け取れる。たしかに「教員意識調査」の報告書には、教師は「授業」そのものを忙しいと感じている度合いが少ない一方で、「成績処理」、「授業準備」、「事務・報告書作成」等の業務を忙しいと感じているとの指摘がある（リクルートマネジメントソリューションズ、2007）。しかし、同調査で教師は、負担を解消するために必要なことについて「1クラスあたりの子どもの数を減らしたり、教員を増員し担当する授業時数を減らすなどする」（80%）とも回答している。したがって、こうした教師の多忙感「子どもと向き合う」時間量ではなく時間の質の問題を提起していると思われる。

というのも、教師の勤務実態からすれば子どもの指導時間は長い（拙稿，2009）。2006年の「教員勤務実態調査」によると、教諭の勤務日1日あたりの勤務時間（7月）のうち、子どもの指導における直接的な業務に6時間27分、それ以外に4時間29分を要している（東京大学，2007）²⁾。このような実態にたいして、改訂学習指導要領は学校教育法施行規則に規定する小・中学校の総授業時数を増加させ、改訂前にくらべて1割増の年間教科授業時数を設定する³⁾。2009年度からの学習指導要領の先行実施により、各学校では年間総授業時数を増やす動きははじまっている⁴⁾。そうしたなか、文部科学省は「教員勤務実態調査」の結果をふまえ、教師の長時間勤務が常態化し、指導が余裕のないものになっていることを認識するとともに、学習指導要領の改訂に際して教職員定数の改善を答申するという対応を図った（中央教育審議会，2008a）⁵⁾。

しかし、2006年に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が施行され、その後の財政健全化方針のなかで児童生徒数の減少に応じた教職員定数の削減が確定し、財務省の予算方針において教職員定数は純減することになっている。2001年度から策定実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画のもと、教員の自然減にたいしては加配措置で改善が図られてきたが、2006年度の政府予算において定数の実質的改善がなされず教員定数は自然減に転じることとなった。それにたいして文部科学省は2008年度予算案で7,121人の定数改善要求を提示し、結果2008年度の政府予算において1,195人の増員を確保したが、2009年度には再び自然減となっている⁶⁾。したがって、今後も定数の実質的な改善が見込

めなければ、新学習指導要領の全面実施に向けて長時間勤務はそのままに教師の受け持つ授業時数は増加していくことになる⁷⁾。

(2) 時間外勤務を規制する条件の欠如

教師の長時間勤務の常態化に関しては、勤務時間管理の法的枠組そのものが時間外勤務の発生を抑制するための諸条件を欠いていると指摘されてきた。1971年に制定された「国立及び公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」⁸⁾（給特法）において、4%の教職調整額の支給と例外的な時間外勤務が命ぜられた場合の措置方法を定め、例外的時間外勤務を命ずることのできる範囲の基準が明示された。すなわち、教師の勤務時間管理の特徴は、給与に関しては教職調整額を上乘せして支給し、勤務時間に関しては割振り制度を運用し時間外勤務内容を4項目に限定することにある。

労使関係論の立場から中村・岡田（2001）は、時間外勤務手当は支給されないにもかかわらず、一定程度の時間外勤務が想定されている点を指摘し、このような問題が発生することになる法的枠組の成立が1948年の「政府職員の新給与実施に関する法律」（給与法）の制定施行に遡るという。給与法は教員の勤務時間を1週48時間以上とみなし、地方公務員一般職に比べて俸給上の1割程度の有利性を確保した。さらに1948年2月の文部省告示第11号、文部次官通知発学第46号により、1週48時間の勤務時間を学校全体で一律に定めるのではなく、教員個々人にたいする割振り制度とすることを定め、1949年3月の文部次官通知発学第168号により、例外的時間外勤務について具体的に5項目を定めた。この時点で既に教師の勤務時間管理は、労働基準法（労基法）にもとづく法的枠

組とは異なって制度設計され、後の給特法制定は、こうした性格を引き継ぎながら俸給上の有利性を減じさせ、割振り制度の運用による代替措置によっても実際の時間外勤務を解消できずにその増加をもたらすことになったと指摘されている。

さらに、上述の法的枠組のもとで運用される勤務時間管理の実態は、中村・岡田（2001）によって次のように明らかにされている。限定4項目に含まれる時間外勤務のうち、修学旅行・宿泊学習等の事前に予測できる時間外勤務の場合は、措置される代替時間数に基準がないとはいえ、割振り制度による代替措置によって運用されることが多い。しかし、限定4項目に含まれながらも職員会議等は事前の予測可能性に関する基準がないため、限定4項目の拡大解釈を可能とし、代替措置を講じずに時間外勤務を生じさせる。さらに、限定4項目に含まれない仕事は、事前に予測が可能であったとしても代替措置が講じられない。したがって、割振り制度の運用によっても対処できない時間外勤務については、労基法はもちろん給特法によっても処理できない問題となっているとのことである。

公立学校教師の勤務時間制度が労基法の原則からはずれた特異な内容をもつという問題は、労働法学の立場からも指摘されている。萬井（2005）によれば、使用者が業務遂行について個別具体的に指揮命令を出し、あるいは出し得ることになっていながら、就労時間の把握・管理が行われず、時間外労働にたいする割増賃金も支払わないで済む労働時間制度は存在し得ないにもかかわらず、教師に限ってはそうしたものとして成立している。教師の自発性・創造性にもとづく「職務の特殊性」と長期学校休業期間がある等の「勤務態様の特殊性」を理由とし

て、教師については給特法制定によって特例が設けられた⁹⁾。すなわち、労基法33条3項の適用を認め「公務のために必要」のある場合は時間外勤務を命じ得るとし、また、労基法37条を適用除外とすることで時間外手当の支給をなくす。さらに、「臨時又は緊急」の場合に限って時間外勤務を命じることのできる業務を4項目に限定する。しかし、こうした事項に関わる制約が設けられる一方で時間の長さには上限が設定されなかったため、無定量の時間外勤務が強いられる事態を生むことになる。したがって、教職調整額の支給と引き換えに限定4項目について無定量の勤務を命じ得る、また、限定4項目以外について無定量の勤務が行われながら超過勤務手当が一切支払われない事態が生じると指摘されている。

ここまでの議論にしたがえば、時間外勤務にたいする措置を取らずに調整額を確保し、時間外勤務を抑制する条件を欠く点に教師の勤務時間管理制度の特質があると理解できる。文部科学省による給特法の見直し審議においても、2006年の教員勤務実態調査の結果をうけて、教職調整額制度のもとで残業時間が増大してきたと把握されている¹⁰⁾。勤務時間管理の法的枠組とその運用の実態が労基法の原則と異なり、教師の時間外勤務を規制する仕組が欠如しているという問題は、時間外勤務をどのように取り扱い、どのように時間制限を設けるかという点で重要な課題である¹¹⁾。

しかしながら、仮に労基法の原則に合わせて時間外勤務手当が支給されることになったとしても、そのこと自体は教師の勤務の時間量を直接に削減するものではない。なぜなら、給特法のもとで仕事量が多ければ超過勤務が不可避な勤務時間管理の問題が生じていることにたいし

て対策が求められるのは当然のことであるが、そもそも、なぜ給特法にもとづく法的枠組の範囲で対処できない長時間勤務が生じるのかは別途の考察を要する。とりわけ、時間外勤務が生じる以前の正規の勤務時間における時間管理はどうなっているのだろうか。

この点にかかわって、給特法等にもとづく勤務時間管理の法的枠組と運用上の問題を指摘しつつ、仕事量増大の要因を勤務形態の特殊性に求める論者もある。教育行財政学の立場から小川（1998）は、過重労働の要因として「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）に定められる学級定員の上限に達する学級の多さを指摘する。日本の学校教育では、学級を単位に学習だけでなく生活指導、学校行事全般を教師が担う体制をとっている。そのため、教師は生活指導や学校行事等をこなす上で一定規模の子どもを学級として任され、また授業以外の多くの業務も請け負うという勤務形態をとっている。そのことを指して、学級規模は教師の労働条件の基底をなすともいわれるとのことである。すなわち、学級を基盤とした教育指導内容と標準法にもとづく学級数によって決められる教員定数が日本の教師の勤務形態における特殊性を構成し、それに加えて担任授業時数が与えられることにより教師の実労働時間の伸長と勤務の過密・負担の高まりが生じる。このような見地にしがえば、恒常的な長時間勤務の背景には、教師の仕事が勤務時間制度にもとづくだけでなく、教育活動の所要時間を規定する標準法や学習指導要領といった制度的な枠組があると仮定できる。

(3) 長時間勤務と「勤務時間管理」

教師の勤務時間制度の特質とそのもとの長

時間勤務の発生という事態にくわえて、授業時数の増加という改革が進展するなかで、中央教育審議会においては勤務時間管理の必要性が審議されている¹²⁾。その内容は、教員の勤務時間管理について勤務時間内および時間外を通じて不十分な状況があるとして、管理職による目視、タイム・ICカード等の活用、教員からの自己申告等の複数方法の組み合わせによる管理手法を提案するものとなっている。しかし、ここでの留意点は、勤務時間管理が欠如しているために教師の時間外勤務が生じてきたのではなく、時間外勤務が生じているにもかかわらず勤務時間の把握が行われてこなかったということであろう。

したがって、「勤務時間管理の必要性」としてまず求められるのは教師の勤務時間の実態把握である¹³⁾。教師がどのような勤務状況にあるかは後にみていくこととし、ここでは教師の勤務時間を把握する際に求められる検討事項を整理する。

第1に、給特法のもとで発生している時間外勤務の時間量と業務内容を検討するためには、限定4項目に該当する業務における時間外勤務の発生、限定4項目に該当しない業務の時間外勤務の発生、時間外勤務にたいする代替措置の運用状況を確認する必要がある¹⁴⁾。さらに、規定の休憩時間に及ぶ勤務の継続あるいは休憩未取得とその時間帯における業務内容を確認する必要がある。このような事項は、時間外勤務の実態を明らかにするために検討されなければならない。しかし第2に、時間外勤務の発生は、正規の勤務時間に行われる仕事とは異なる仕事が新たに負荷されることによるとは限らないのであるから、正規の勤務時間のうちに収まらないで勤務時間外に持ち越される仕事があるとする

れば、そのプロセスを検討する必要がある。そのためには、教師の「本務」とされている授業の時間量と勤務時間全体に占める割合を把握するとともに、授業と他の教育諸活動との関係を考察することが求められる。第3に、勤務時間中における子どもにかかわる指導時間と業務内容を確認する必要がある。とりわけ、「子どもと向き合う時間」の内容を把握するために、勤務時間全体だけでなく、正規の勤務時間や時間外勤務において子どもにかかわる指導がどのように構成されているのか考察することが必要となる。

その上で、学校教師の勤務にたいしてどのような時間管理と処遇が適恰的かはいまだ合意の得られていない課題である。教師1人あたりの指導時間の長さが長時間勤務の要因となっていることを明らかにしようとする本稿の課題は、教師にたいする勤務時間管理に求められる独自の視点と手法の必要性を提起し、また、受け持ち授業時数の削減と次期教職員定数改善計画の必要性を根拠づけるという意味をもっている。

2 勤務実態記録の特徴と集計方法

(1) 中学校教諭の記録

本稿が集計するのは、京都市教職員組合が2002年に行った「教職員超過勤務実態調査」における回収調査票の一部である¹⁵⁾。調査票は、属性に関する基本情報の回答項目と1週間の活動内容を書き込むワークシートからなっている。拙稿（2009）において小学校学級担任20名の勤務時間と教育活動を集計・分析したが、本稿では中学校教諭12名を対象とする¹⁶⁾。

内訳は、性別は男性、年代は20代が3名、40代が6名、50代が3名となっている。学級担任

は7名で、受け持つ学級の規模は31人から40人である。受持ち時間数は16コマから26コマと回答されており、校務分掌の担当数も異なっている。部活指導については質問項目が設けられていなかったが、記録内容から部活動顧問は9名と判別した¹⁷⁾。調査回答期間は、2002年10月28日から11月6日の間の連続1週間である。

回収調査票のワークシートにおける記録の特徴は、対象者が自身の活動について自筆記入していることにある¹⁸⁾。その点で、それぞれの教師の仕事の実態に即した克明な記録として貴重なものになっているが、記録された内容がそのままに現場実践の実態であるとはいえない面もある。調査の実施の際には記入の範例が示された。回答は、それに倣いながら行われたと思われる。とはいえ範例は一般的なものであり、それぞれの教師の1週間に生じる特殊性や具体性は実態を反映して記入されることになった。しかし諸活動の特殊性や具体性も、その詳細が逐一記録されたとは限らない。記録事項は、教師が自らの活動や行為を概括したものであり、また、そのように概括された活動は学校のなかや教師の間ではひとくくりにするのが日常の常識的な観念になっていると考えられる。

(2) 教育活動と勤務時間の集計方法

集計方法を考案した上で調査が実施されたわけでは必ずしもなく、調査実施者による結果の公表は部分的なものとなっている。次章に述べる結果と考察は、筆者による独自の集計にもとづいている。1週間分の活動が記録された複数のワークシートについて、それらの記録のもつ意味や、どのような集計方法であれば記録をデータ化して公表できるのかを探索しながら集計をまとめていった。

表 1 12名の勤務と休憩の時刻

	規定勤務時間		規定休憩時間	
	出勤時刻	退勤時刻	開始時刻	終了時刻
A	8 : 20	17 : 05	12 : 30	13 : 15
B	8 : 15	17 : 00	12 : 30	13 : 15
C	8 : 20	17 : 05	12 : 30	13 : 15
D	8 : 20	17 : 05	12 : 30	13 : 15
E	8 : 10	16 : 55	12 : 15	13 : 00
F	8 : 25	17 : 10	12 : 10	12 : 55
G	8 : 20	17 : 05	12 : 30	13 : 15
H	8 : 10	16 : 55	12 : 10	12 : 55
I	8 : 00	16 : 45	12 : 15	13 : 00
J	8 : 10	16 : 55	12 : 10	12 : 55
K	8 : 00	16 : 45	12 : 35	13 : 20
L	8 : 25	17 : 10	12 : 30	13 : 15

表 2 時間帯の分類

勤務時間		教育活動の行われた時間	
	基準勤務	勤務日における規定の休憩時間を除いた 8 時間を基準とする勤務時間	
	超過勤務	基準勤務時間を超えて教育活動の行われた時間	
	勤務日		
		休憩中の超過勤務	規定の休憩時間中に教育活動の行われた時間
		早出残業	規定の出勤時刻の以前に出勤して教育活動の行われた時間
		居残り残業	規定の退勤時刻の以降に退勤せずに教育活動の行われた時間
		持ち帰り残業	出勤前あるいは退勤後に主に自宅にて教育活動の行われた時間
	休日		
		出勤残業	出勤して教育活動の行われた時間
持ち帰り残業		主に自宅にて教育活動の行われた時間	
休憩時間	勤務日の在校中に休憩・休息が取得された時間		

まず、勤務時間について次のような枠組を設定した。すなわち労基法にもとづく 8 時間を基準勤務時間とし、合間に 45 分間の規定休憩時間をはさむものとする¹⁹⁾。具体的には、朝の打ち合わせ・職員朝会のはじまる時刻を出勤時刻とし、それから 8 時間 45 分後を退勤時刻とする。同一サンプルにおいて開始時刻が変動する場合は、最も早く開始した日の時刻を規定の出勤時刻とする。規定の休憩時間については、昼食指導や昼の校内巡視等の開始時刻から 45 分間とする。これらの時刻は、表 1 のとおりサンプルごとに確定している。

時間項目については、勤務時間規定を原則的

な枠組として表 2 にあるようにそれぞれの時間帯を分類し、基準勤務時間以外の勤務時間をすべて超過勤務と把握する。超過勤務の構成は、出勤時刻前に行われた超過勤務を早出残業、退勤時刻後に行われた超過勤務のうち在校中のものを居残り残業、退勤後の自宅等で行われたものを持ち帰り残業とし、また、既定休憩時間中に休憩を取らずに仕事をした時間も超過勤務とする²⁰⁾。休日の出勤と持ち帰りも、残業の発生とみなして超過勤務に繰り入れる。

教育活動については、小学校学級担任の集計と同様の分類枠組を用い、表 3 のように、教師の諸活動を 21 項目に振り分けた。

なお、学習・学級指導関連の「日常交流」「学級事務」の項目に該当する記入が中学校教諭12名ではみられなかったため、今回の活動項目から除外している。また、欠席児童や受け持ち生徒にたいする学級担任からの電話連絡等の記入事例については、小学校学級担任の集計の際には保護者・家庭との連絡を取ることがその内容であると判断して「保護者対応」に分類したが、中学校の場合は小学校とは異なり、生徒の様子確認や生徒本人と連絡を取るため行われていると推察されたため「学級個別指導」に分類した。同様に家庭訪問の記入についても担任生徒に面会するために行われている可能性があったが、その点は記録から断定できなかったので小学校と同様の「保護者対応」に分類した。

仕事の合間の空欄について「仕事待機」とみなすのは小学校学級担任の集計と同じであるが、教科担任制の中学校の場合は、授業の合間の休み時間に、教室と職員室の間あるいは教室から別の教室への移動があったと推定する²¹⁾。授業以外の部活動の前後に空欄があった際も「仕事待機」とみなしたが、この場合は移動や準備、生徒が集合するまでの待ち時間を想定した。つまり、空欄についてはある場所から別の場所への移動時間を主に想定し、移動を含めたとしても休憩を取ることが可能と判断できる場合は休憩時間に分類した。

表3では20項目の学校教育活動を列挙しているが、記入事例のうち直接指導の内容は学習指導と生活指導であり、生徒の学級生活と学校生活に関わっている。授業や補習といった学習指導にともなう、教材準備や評価、授業の後片付け、教科・授業関連の会議等が行われている。授業時間外の学級単位の生活指導にたいしては、学年単位の教師間での会議、保護者との

やりとり、学級生活上の指導準備・評価等が行われている。行事・委員会、部活動、巡視等の学級・学年の枠を超えた生活指導にたいしても、職員会議や分掌会議、校務分掌・主任等の業務、研修等が遂行されることによって教育環境の整備が図られている。

分類項目の設計にあたっては、教育活動のなかに中核的なものと周辺的なもの、あるいは本務と雑務の区別があるとの発想はとっていない。記録された活動は、生徒の学習・学級生活・学校生活の指導とそのための準備・事後処理に位置づけられるものであり、教育活動を継続するためには教師にとって欠かせない休憩も含めて、諸活動が有機的な関係にあると考えている²²⁾。

3 教師の教育活動と勤務時間

(1)中学校教諭の1週間

12名の勤務状況の概要を述べると、勤務日において基準勤務時間内に仕事を済ませている教師はいなかった。規定の休憩時間中に45分間の休憩を連日取得することのできた教師もいなかったが、学校での勤務時間中に45分の休憩を取ることができる日のあった教師は2名いた。規定の休憩時間中に休憩を全く取れなかったのは3名だった。在校残業のない教師もいなかったが、持ち帰りがなかった教師は3名いた。

休日については、出勤も持ち帰りもなかった教師は2名で、10名には何らかの勤務が生じていた。そのうち出勤があったのは7名、持ち帰りがあったのは4名だった。休日に出勤と持ち帰りの両方の残業があったのは2名、持ち帰りのみは3名だった。休日の出勤において7名が部活指導を行ったが、部活動のためだけに休日

出勤をしたのは1名で、6名は他の業務をともなっていた。そのうち部活指導と大会参加の出張のために休日出勤になったのは1名だった。

以下では、12名の1週間すなわち84日間から、有給休暇（記入事例「年休」「特休」）が取得された日の3日間と行事（記入事例「登山」）を終日実施した日の1日とを除外した、勤務日54日と休日26日における勤務状況を集計する²³⁾。

①勤務時間と休憩時間

勤務日の勤務状況について表4を確認すると、勤務日1日あたりの勤務時間は、平均11時間33分で、規定の勤務時間帯に7時間50分、超過勤務時間帯に3時間42分の勤務が行われている。基準勤務時間を8時間とすると、超過勤務時間は3時間33分になる。超過勤務時間帯に行われた勤務時間の内訳は、規定の休憩時間帯が35分、残業時間帯が3時間07分である。

勤務日の休憩取得状況を表5から確認すると、勤務日1日あたりの休憩時間は、平均22分である。規定の休憩時間帯における実際の休憩時間は10分であり、基準勤務時間帯に9分、残業時間帯に3分となっている。休憩の取得状況と勤務時間の過密度との関係を見るために、表

6に1連続勤務時間を集計している。勤務日の在校中の1連続勤務時間は平均6時間08分となっているが、仕事の合間に休憩を取った場合は4時間39分であるのにたいして、合間に休憩を取らなかった場合には11時間16分となっている。なお、昼に設定されている規定の休憩時間帯に休憩を取得した場合、1連続勤務時間は4時間26分であり、昼に休憩を取らずに他の時間帯に休憩する場合に比べて仕事を継続する時間が短くなる。したがって、休憩の未取得は複数の仕事が続いて遂行される時間量を長時間化させる要因になる。また、休憩を取る場合には、昼の規定休憩時間に取得することが勤務の時間的な過密を避けるためには必要といえる。

休日の勤務時間を表7から確認すると、休日1日あたり平均3時間40分となっている。そのうち、出勤残業は2時間44分、持ち帰り残業は56分である。

先に勤務状況の全体平均の値を示したが、さらに超過勤務が発生した日の平均勤務時間を確認すると、勤務日については規定の休憩時間帯が37分、在校残業時間帯が2時間32分、持ち帰り残業が1時間25分となっている（表4）。すべての勤務日において基準勤務時間外の勤務が発生しているが、とりわけ規定の休憩時間帯に

表4 勤務日における時間帯別の勤務時間

	全体平均 勤務時間 (／54勤務日)	発生日平均 勤務時間 (／発生日数)	(各時間帯に おける勤務の 発生日数)
勤務日1日あたりの勤務時間	11：33	11：33	(54)
基準勤務時間帯	7：50	7：50	(54)
超過勤務時間帯	3：42	3：42	(54)
規定の休憩時間帯	0：35	0：37	(51)
残業時間帯	3：07	3：11	(53)
持ち帰り残業時間帯	0：37	1：25	(24)
在校残業時間帯	2：29	2：32	(53)
規定の出勤時刻前の早出残業時間帯	0：18	0：35	(28)
規定の退勤時刻後の居残り残業時間帯	2：11	2：16	(52)

表 5 勤務日における時間帯別の休憩時間

		全体平均 休憩時間 (／54勤務日)	発生日平均 休憩時間 (／発生日数)	(各時間帯に おける休憩の 発生日数)
勤務日 1 日あたりの休憩時間		0 : 22	0 : 32	(38)
	基準勤務時間帯	0 : 09	0 : 26	(19)
	超過勤務時間帯	0 : 13	0 : 21	(34)
	規定の休憩時間帯	0 : 10	0 : 21	(25)
	残業時間帯（在校）	0 : 03	0 : 17	(11)
	規定の出勤時刻前の早出残業時間帯	0 : 01	0 : 20	(5)
	規定の退勤時刻後の居残り残業時間帯	0 : 01	0 : 15	(6)

表 6 勤務日の在校中における 1 連続勤務時間

	1 連続勤務時間 (データの個数 : 98 勤務日数 : 54)	仕事の合間に休憩した日の 1 連続勤務時間 (データの個数 : 76 勤務日数 : 32)	昼 (12時・13時) に 休憩した日の 1 連続勤務時間 (データの個数 : 66 勤務日数 : 27)	仕事の合間に 休憩しなかった日の 1 連続勤務時間 (データの個数 : 22 勤務日数 : 22)
平均値	6 : 08	4 : 39	4 : 26	11 : 16
最大値	18 : 00	13 : 35	9 : 30	18 : 00
最小値	0 : 20	0 : 20	0 : 20	9 : 00

注) 仕事の合間に休憩しなかった日には、出勤直後あるいは退勤直後に休憩した日を含む。

表 7 休日における勤務時間

		全体平均 勤務時間 (／26休日)	発生日平均 勤務時間 (／発生日数)	(各時間帯における 勤務の発生日数)
休日 1 日あたりの勤務時間		3 : 40	5 : 01	(19)
	出勤残業	2 : 44	5 : 28	(13)
	持ち帰り残業	0 : 56	3 : 03	(8)

94%，居残り残業時間帯には96%の勤務日で超過勤務が生じている。休日における超過勤務の発生率は73%，出勤残業が50%で発生平均時間は5時間28分，持ち帰り残業が30%で3時間03分となっている（表7）。

② 教育諸活動の発生率と所要時間

勤務日の教育諸活動について，それらの内容を3分類し全体平均を表8に集計したところ，勤務日には学習指導に6時間17分，学校生活指導に3時間20分，学級指導に1時間55分を要している。また，教育諸活動を指導形態別に直接指導と間接指導に分類して平均を集計した結果から，直接指導に6時間37分，間接指導に4時

間56分を要していることがわかる。直接指導の内訳は，学習指導が3時間45分と最も長く，次に学校生活指導が1時間36分，学級指導が1時間15分となっている。間接指導に関しても，所要時間の最も長いのは学習指導にかかわる仕事で2時間32分，学校生活指導が1時間43分，学級指導が39分となっている。さらに，直接指導のうち生徒集団にかかわる仕事に5時間54分，生徒個別にかかわる仕事に43分，間接指導のうち教師個別ですすめる仕事に4時間17分，教師集団ですすめる仕事に38分を要している。

休日には，学校生活指導に2時間24分，学習指導に1時間11分，学級指導に4分をかけている。また，間接指導が2時間15分，直接指導が

1時間25分であった。学校生活指導のうち、直接指導に1時間23分、間接指導に1時間を要し、学習指導では間接指導に1時間10分、直接指導に1分、学級指導では間接指導に4分を要している。さらに、休日の直接指導のうち生徒集団に1時間23分、生徒個別に1分、間接指導のうち教師個別に2時間15分をかけている。

教育諸活動の発生日数をみると、勤務日には直接指導と間接指導が毎日必ず行われていることから、教諭の勤務日1日あたりの勤務時間は直接指導と間接指導の組み合わせによって構成されるといえる²⁴⁾。さらに、直接指導における学習指導は100%、学級指導は89%、学校生活指導は80%の発生率であることから、勤務日には学習指導を中心に、学級集団はもちろん学校集団を単位とした指導も行われる。また、生徒集団指導は100%、生徒個別指導は52%で、生徒集団を指導対象の中心に据えながら個別指導も行われる。勤務日の間接指導における学習は96%、学校生活も96%、学級は48%である。学

習と学校生活にかかわる間接的な仕事が多い勤務日に行われているのにたいして、学級にかかわる間接指導の発生率は低いとはいえ、直接指導の実現にはそれぞれの活動における準備・処理の仕事がともなう。間接指導の遂行形態は、教師が個別で行うものが98%、集団が89%の勤務日で発生している。

休日における超過勤務については、間接指導が62%、直接指導が38%の発生率である。間接指導における教師が個別で遂行する学習準備・処理が38%、直接指導における生徒集団にたいするもののうち学校生活指導が38%の割合で休日に発生している。それにたいして、直接指導のうちの学級指導と間接指導のうちの教師集団ですすめる仕事は行われていない。

③各時間帯の教育諸活動の構成と遂行形態

教育諸活動の所要時間を時間帯別に表9で確認すると、勤務日の持ち帰り残業時間帯に休憩、直接指導、間接指導における教師集団の仕

表8 勤務日と休日における指導別の勤務時間

活動内容別		勤務日			休日		
		全体平均 勤務時間 (/54勤務日)	発生日平均 勤務時間 (/発生日数)	(各指導の発生日数)	全体平均 勤務時間 (/26休日)	発生日平均 勤務時間 (/発生日数)	(各指導の発生日数)
学習指導	直接指導	6 : 17	6 : 17	(54)	1 : 11	2 : 50	(11)
		3 : 45	3 : 45	(54)	0 : 01	0 : 50	(1)
		2 : 32	2 : 38	(52)	1 : 10	3 : 02	(10)
	間接指導	1 : 55	1 : 59	(52)	0 : 04	0 : 40	(3)
		1 : 15	1 : 25	(48)	0 : 00	0 : 00	(0)
		0 : 39	1 : 22	(26)	0 : 04	0 : 40	(3)
	学校生活指導	3 : 20	3 : 20	(54)	2 : 24	4 : 09	(15)
		1 : 36	2 : 01	(43)	1 : 23	3 : 37	(10)
		1 : 43	1 : 47	(52)	1 : 00	3 : 44	(7)
指導形態別	直接指導	6 : 37	6 : 37	(54)	1 : 25	3 : 42	(10)
		5 : 54	5 : 54	(54)	1 : 23	3 : 37	(10)
		0 : 43	1 : 23	(28)	0 : 01	0 : 50	(1)
	間接指導	4 : 56	4 : 56	(54)	2 : 15	3 : 39	(16)
		0 : 38	0 : 43	(48)	0 : 00	0 : 00	(0)
		4 : 17	4 : 22	(53)	2 : 15	3 : 39	(16)
	教師個別						

事が発生している記録はなかった。早出残業時間帯における直接の学習指導に関する記録もなかったが、この時間帯に当該活動が発生することも教育課程編成上は想定できない。同時時間帯に教師集団の仕事の記録がなかったのも、当該時間帯に仕事を設定しない当然の運用配慮があったと考えられる。規定休憩時間帯に学級指導の準備・処理の記録がなかった理由はわからないが、当該時間帯は直接の学級指導と学校生活指導が中心に行われているので、準備・処理のなかでも優先順位の高いものが行われたと考えられる。

休日の持ち帰り残業においても、直接指導と教師集団の仕事がないのは勤務日と同様である。出勤残業においても教師集団の仕事は記録

されていなかった。同時時間帯に直接の学級指導の記録はみられず、休日に出勤残業が生じる傾向にある活動項目は主に学校生活指導となっている²⁵⁾。

時間帯別の勤務時間における教育諸活動の発生率と発生平均時間の値は表10、表11のとおりである。

勤務日の基準勤務時間における直接指導と間接指導の発生はともに100%であり、当該時間帯の仕事の構成もふたつの組み合わせによっていることがわかる。直接指導のうち、学習指導は基準勤務時間中に必ず発生している。学級指導は85%、学校生活指導は72%であり、学習指導以外の指導が行われなかった勤務日はない。また、基準勤務時間のうちに生徒集団を直接に

表9 勤務日における時間帯別の活動時間（全体平均）

	基準勤務	規定休憩	早出残業	居残り残業	持ち帰り残業	在校残業（再掲）	残業（再掲）	超過勤務（再掲）
勤務時間	7 : 50	0 : 35	0 : 18	2 : 11	0 : 37	2 : 29	3 : 07	3 : 42
休憩時間	0 : 09	0 : 10	0 : 01	0 : 01	—	0 : 03	(0 : 03)	0 : 13
直接指導	5 : 34	0 : 28	0 : 10	0 : 24	—	0 : 34	0 : 34	1 : 03
学習指導	3 : 41	0 : 03	—	0 : 00	—	0 : 00	0 : 00	0 : 03
学級指導	0 : 52	0 : 13	0 : 02	0 : 06	—	0 : 09	0 : 09	0 : 23
学校生活指導	1 : 00	0 : 11	0 : 07	0 : 16	—	0 : 24	0 : 24	0 : 36
生徒集団	5 : 04	0 : 27	0 : 08	0 : 13	—	0 : 22	0 : 22	0 : 49
生徒個別	0 : 29	0 : 01	0 : 01	0 : 10	—	0 : 12	0 : 12	0 : 13
間接指導	2 : 16	0 : 06	0 : 08	1 : 47	0 : 37	1 : 55	2 : 33	2 : 39
学習指導	0 : 49	0 : 03	0 : 06	0 : 57	0 : 35	1 : 04	1 : 39	1 : 42
学級指導	0 : 11	—	0 : 00	0 : 26	0 : 00	0 : 27	0 : 28	0 : 28
学校生活指導	1 : 15	0 : 02	0 : 00	0 : 22	0 : 01	0 : 23	0 : 25	0 : 28
教師集団	0 : 28	0 : 00	—	0 : 10	—	0 : 10	0 : 10	0 : 10
教師個別	1 : 48	0 : 06	0 : 08	1 : 37	0 : 37	1 : 45	2 : 23	2 : 29

表10 勤務日における時間帯別の活動時間（発生平均）

	基準勤務（個数）	規定休憩（個数）	早出残業（個数）	居残り残業（個数）	持ち帰り残業（個数）	在校残業（再掲）（個数）	残業（再掲）（個数）	超過勤務（再掲）（個数）
勤務時間	7 : 50 (54)	0 : 37 (51)	0 : 35 (28)	2 : 16 (52)	1 : 25 (24)	2 : 32 (53)	3 : 11 (53)	3 : 42 (54)
休憩時間	0 : 26 (19)	0 : 21 (25)	0 : 20 (5)	0 : 15 (6)	— (0)	0 : 17 (11)	(0 : 17) (11)	0 : 21 (34)
直接指導	5 : 34 (54)	0 : 31 (50)	0 : 30 (18)	0 : 50 (26)	— (0)	1 : 02 (30)	1 : 02 (30)	1 : 03 (54)
学習指導	3 : 41 (54)	0 : 11 (15)	— (0)	0 : 11 (3)	— (0)	0 : 11 (3)	0 : 11 (3)	0 : 12 (17)
学級指導	1 : 01 (46)	0 : 24 (30)	0 : 20 (7)	0 : 41 (9)	— (0)	0 : 43 (12)	0 : 43 (12)	0 : 40 (31)
学校生活指導	1 : 23 (39)	0 : 24 (26)	0 : 36 (11)	0 : 45 (20)	— (0)	0 : 59 (22)	0 : 59 (22)	0 : 52 (37)
生徒集団	5 : 04 (54)	0 : 29 (50)	0 : 33 (13)	0 : 35 (21)	— (0)	0 : 47 (25)	0 : 47 (25)	0 : 49 (54)
生徒個別	1 : 28 (18)	0 : 12 (5)	0 : 21 (5)	0 : 43 (13)	— (0)	0 : 48 (14)	0 : 48 (14)	0 : 43 (17)
間接指導	2 : 16 (54)	0 : 17 (20)	0 : 20 (21)	2 : 00 (48)	1 : 25 (24)	2 : 01 (51)	2 : 42 (51)	2 : 48 (51)
学習指導	1 : 02 (43)	0 : 18 (10)	0 : 22 (15)	1 : 22 (38)	1 : 30 (21)	1 : 24 (41)	1 : 54 (47)	1 : 55 (48)
学級指導	0 : 43 (14)	— (0)	0 : 25 (2)	1 : 05 (22)	0 : 25 (2)	1 : 04 (23)	1 : 06 (23)	1 : 06 (23)
学校生活指導	1 : 18 (52)	0 : 16 (10)	0 : 10 (5)	1 : 00 (20)	0 : 50 (2)	0 : 57 (22)	1 : 01 (22)	0 : 54 (28)
教師集団	0 : 33 (46)	0 : 10 (1)	— (0)	0 : 54 (10)	— (0)	0 : 54 (10)	0 : 54 (10)	0 : 55 (10)
教師個別	1 : 50 (53)	0 : 16 (20)	0 : 20 (21)	1 : 53 (46)	1 : 25 (24)	1 : 55 (49)	2 : 37 (49)	2 : 37 (51)

表11 休日における時間帯別の勤務時間

	全体平均			発生平均		
	出勤残業	持ち帰り残業	超過勤務(再掲)	出勤残業 (個数)	持ち帰り残業 (個数)	超過勤務(再掲) (個数)
勤務時間	2 : 44	0 : 56	3 : 40	5 : 28 (13)	3 : 03 (8)	5 : 01 (19)
直接指導	1 : 25	—	1 : 25	3 : 42 (10)	— (0)	3 : 42 (10)
学習指導	0 : 01	—	0 : 01	0 : 50 (1)	— (0)	0 : 50 (1)
学級指導	—	—	—	— (0)	— (0)	— (0)
学校生活指導	1 : 23	—	1 : 23	3 : 37 (10)	— (0)	3 : 37 (10)
生徒集団	1 : 23	—	1 : 23	3 : 37 (10)	— (0)	3 : 37 (10)
生徒個別	0 : 01	—	0 : 01	0 : 50 (1)	— (0)	0 : 50 (1)
間接指導	1 : 18	0 : 56	2 : 15	4 : 15 (8)	3 : 03 (8)	3 : 39 (16)
学習指導	0 : 23	0 : 46	1 : 10	3 : 26 (3)	2 : 51 (7)	3 : 02 (10)
学級指導	0 : 03	0 : 01	0 : 04	0 : 45 (2)	0 : 30 (1)	0 : 40 (3)
学校生活指導	0 : 51	0 : 09	1 : 00	4 : 26 (5)	2 : 00 (2)	3 : 44 (7)
教師集団	—	—	—	— (0)	— (0)	— (0)
教師個別	1 : 18	0 : 56	2 : 15	4 : 15 (8)	3 : 03 (8)	3 : 39 (16)

指導する時間も必ずある。このように、日本の教師は授業以外にもさまざまな指導を担うということが、対象12名にも現れている。間接指導における業務遂行の形態をみると、基準勤務時間のうちに教師が個別で準備・処理する時間は98%、集団は85%で発生し、当該時間帯の間接指導も教師集団と教師個別で構成される傾向にある。間接指導の内容は学校生活が96%、学習が80%で、たいていの勤務日に発生している。

勤務日の規定休憩時間帯の勤務は94%（37分）で、たいていの日に発生している。直接指導は93%（31分）であり、生徒集団が93%（29分）、間接指導は37%（17分）で、そのうち教師個別が37%（16分）となっている。直接指導における学級指導は56%（24分）、学校生活指導は48%（24分）、学習指導は28%（11分）である。また、間接指導における学習は19%（18分）、学校生活は19%（16分）で発生している。つまり、規定の休憩時間中は生徒の直接指導が中心になるが、教師個別の準備・処理も行われる。休憩時間の取得も規定未滿とはいえず46%（26分）で取得されており、昼に休憩が全くとれない傾向にある小学校の学級担任とは異なった状況がみられる²⁶⁾。

早出残業時間帯における出勤は52%（35分）

の勤務日で発生している。間接指導は39%（20分）で、そのうち教師個別が39%（20分）、学習指導の準備・処理が28%（22分）、直接指導は33%（30分）で、そのうち生徒集団は24%（33分）、学校生活指導が20%（36分）だったが、直接の学習指導と間接の教師集団の仕事についての早出残業は行われていなかった。また、居残り残業は96%（2時間16分）でたいていの勤務日に発生している。間接指導は89%（2時間）で、そのうち教師個別が85%（1時間53分）、教師集団が19%（54分）、学習が70%（1時間22分）、学校生活が37%（1時間）だった。直接指導は48%（50分）で、そのうち生徒集団が39%（35分）、生徒個別が24%（43分）、学校生活指導が37%（45分）、学級指導が17%（41分）、学習指導が6%（11分）であった。さらに、勤務日の持ち帰り残業は44%（1時間25分）で発生し、教師個別の準備・処理が44%（1時間25分）で、学習が39%（1時間30分）だった。

休日の超過勤務時間については、出勤残業が50%（5時間28分）で発生し、直接指導は38%（3時間42分）で、そのうち学校生活が38%（3時間27分）となっている。また教師個別の準備・処理は62%（4時間15分）で、そのうち学校生活が19%（4時間26分）、学習が12%（3時

間26分)、学級が8%(45分)である。持ち帰り残業については31%(3時間03分)で発生し、教師個別の準備・処理が31%(3時間03分)で、そのうち学習が27%(2時間51分)である。

活動内容の構成と業務遂行の形態、勤務時間のなかの諸活動の配置と時間配分に関する以上の集計結果から導き出される勤務の特徴は次のようにまとめられる。

勤務日には、第1に、直接指導については、基準勤務時間中に学習指導の時間量が多くなるが、規定休憩時間中は学級・学校生活指導、在校残業時間中は学校生活指導の時間量が多くなる。第2に、いずれの時間帯においても、間接指導は学習指導の発生率をもっとも高く、時間量では基準勤務中は学校生活指導、早出残業中は学級指導の準備・処理が多くなるが、そのほかの時間帯では学習指導の準備・処理の時間量が最も多い。第3に、教師集団の仕事は在校時間中のみに行われ、持ち帰りは教師個別の仕事になる。教師集団は基準勤務時間中を中心に行われるが、居残り残業時間中に生じることもある。教師個別は、在校中には基準勤務時間帯と居残り残業時間帯を中心に行われるが、その他の時間帯にも発生する。総じて勤務日の総勤務時間と基準勤務時間における業務の構成には共通性がみられるが、超過勤務時間の業務構成は異なる。直接指導の中核を占める学習指導の準備・処理が間接指導の中核となっており、また、間接指導の中核となる教師個別の準備・処理はあらゆる時間帯を活用して行われる。

休日に関しては、第1に、業務構成は勤務日とは異なり、当然のことながら休日には直接指導のうちの学級指導と、間接指導のうちの教師集団での準備処理は行われていない。第2に、超過勤務は直接指導よりも間接指導の方の発生

率が高くなっているが、出勤残業では直接指導の方が高く、仕事の内容は学校生活指導が主である。出勤残業の間接指導は学校生活指導の時間量が多いが、休日の超過勤務における間接指導のうちの時間量は学習指導が最も多く、つぎに学校生活指導、そして学級指導が続いている。

1週間の勤務については、教育活動の時間配分と配置から次のことが示唆される。直接指導と間接指導の全体平均時間の比率をみると、勤務日の基準勤務時間帯の時間配分はおおよそ5:2になっている。それにたいして、超過勤務時間帯にはおおよそ2:5と時間配分が反転する。勤務日1日あたりの総勤務時間をみると、おおよそ4:3の時間配分である。休日には、出勤残業時間帯の直接指導と間接指導が10:9で、持ち帰り残業は間接指導のみが行われ、休日1日あたりの超過勤務時間全体において直接指導と間接指導の時間配分は3:5となっている。したがって、1週間の勤務の特徴は、勤務日の基準勤務時間ではおさまりきらない間接指導を同じく勤務日の超過勤務で補い、そして、休日の超過勤務によっても間接指導を補う点にみられる。また、そのようにして補填される間接指導は教師が個別で準備・処理する形態で遂行される傾向にあるため、あらゆる勤務時間帯に発生しながら在校残業や持ち帰り残業となっている。さらに、1週間を勤務日5日と休日2日と仮定して週間勤務時間を換算すると、直接指導と間接指導の比率はおおよそ10:8の構成となる。活動の内容を学習指導に限ってみても、その比率はおおよそ10:8となることから、仮に中学校教諭の1授業単位時間分を削減したとすれば勤務時間は約1時間30分短縮する計算になる。

(2)教育活動と勤務時間の変動

ここまで、教師の平均的な1日の仕事と、そこから推察される1週間の勤務状況をみてきたが、教師の勤務実態の特徴は、恒常的な超過勤務の発生だけでなく、日によって、あるいは教師によって、取り組まれる教育活動の内容と課題に要する時間量にばらつきが大きい点にある²⁷⁾。

① 教育活動の項目別の発生率と所要時間

表12から、活動項目別の発生率をみると勤務日のうちの20項目で4%から100%、休日のうち10項目で4%から38%になっている。発生率の高いものほど1週間のうちに頻繁に行われている、もしくはたいていの教師が担っている活動に該当し、発生率の低いものほどその仕事は連日行われているものではない、もしくはその仕事をすべての教師が担っているわけではないことを示す。

勤務日には「1 授業」「6 学級生活」「11 学校生活」といった直接の集団指導において、基準勤務時間を中心に在校時間中の発生率が高い。直接指導のうち、発生率の高さで次に続く集団指導は部活動である。個別指導の項目は発生率こそ高くはないが、在校残業中にも行われていることから、子どもの学校生活状況や教育課題の求めに応じた発生になる。間接指導では、学習指導の準備・事後処理が頻繁に行われるのにたいして、学級・学校生活指導の各項目は必ずしもそうではない。時間外勤務の限定4項目、すなわち「生徒の実習」「学校行事」「教職員会議」「非常災害等」に関しては、「3 会議」「8 会議」「14 会議」「11 学校生活」「13 緊急避難」が該当項目であり、そのうち「臨時又は緊急」の場合の業務として特定できるのは、居残り残業中の夜間に発生した補導のみである（前傾表3参照）。休日には、出勤や持ち帰りが必ず発生するとはいえないが、残業中に

表12 活動項目別の発生平均時間

		勤務日 発生率	休日 発生率	勤務日					休日	
				基準勤務	規定の休憩	在校残業		持帰り残業	出勤残業	持ち帰り残業
						早出残業	居残り残業			
学習指導	1 授業	100%	0%	3 : 32 (54)	0 : 11 (10)	— (0)	0 : 25 (1)	— (0)	— (0)	— (0)
	2 補習	17%	4%	1 : 23 (6)	0 : 12 (5)	— (0)	0 : 05 (2)	— (0)	0 : 50 (1)	— (0)
	3 会議	11%	0%	0 : 27 (4)	— (0)	— (0)	0 : 55 (2)	— (0)	— (0)	— (0)
	4 準備	85%	12%	0 : 58 (30)	0 : 16 (7)	0 : 22 (15)	1 : 04 (29)	1 : 29 (13)	4 : 00 (1)	2 : 30 (2)
	5 事後処理	54%	31%	0 : 41 (20)	0 : 21 (3)	— (0)	1 : 01 (19)	1 : 14 (10)	2 : 06 (3)	2 : 30 (6)
学級指導	6 学級生活	89%	0%	0 : 37 (46)	0 : 24 (30)	0 : 20 (2)	2 : 05 (1)	— (0)	— (0)	— (0)
	7 個別学級生活	35%	0%	1 : 23 (13)	— (0)	0 : 21 (5)	0 : 31 (8)	— (0)	— (0)	— (0)
	8 会議	17%	0%	0 : 45 (6)	— (0)	— (0)	0 : 42 (6)	— (0)	— (0)	— (0)
	9 保護者対応 準備処理	24% 24%	8% 4%	0 : 48 (3) 0 : 32 (6)	— (0) — (0)	— (0) 0 : 25 (2)	1 : 07 (12) 0 : 41 (9)	— (0) 0 : 25 (2)	0 : 45 (2) — (0)	— (0) 0 : 30 (1)
学校生活指導	11 学校生活	76%	0%	1 : 02 (36)	0 : 24 (26)	0 : 05 (1)	0 : 24 (9)	— (0)	— (0)	— (0)
	12 部活動	33%	38%	1 : 07 (15)	— (0)	0 : 39 (10)	0 : 24 (16)	— (0)	3 : 37 (10)	— (0)
	13 緊急避難	6%	0%	— (0)	— (0)	— (0)	1 : 43 (3)	— (0)	— (0)	— (0)
	14 会議	83%	0%	0 : 25 (45)	0 : 10 (1)	— (0)	0 : 32 (2)	— (0)	— (0)	— (0)
	15 日常交流	4%	0%	— (0)	— (0)	— (0)	0 : 55 (2)	— (0)	— (0)	— (0)
	16 校務分掌	20%	12%	0 : 46 (9)	0 : 16 (3)	0 : 15 (1)	1 : 16 (4)	0 : 40 (1)	3 : 42 (2)	3 : 00 (1)
	17 校務出張	4%	12%	4 : 00 (2)	0 : 45 (1)	— (0)	0 : 37 (2)	— (0)	4 : 45 (3)	— (0)
	18 その他の校務	28%	4%	0 : 33 (8)	— (0)	— (0)	0 : 43 (9)	1 : 00 (1)	0 : 30 (1)	— (0)
	19 行事準備処理	13%	4%	1 : 07 (5)	0 : 20 (1)	— (0)	1 : 23 (3)	— (0)	— (0)	1 : 00 (1)
	20 仕事待機	76%	0%	0 : 34 (41)	0 : 05 (6)	0 : 08 (4)	0 : 15 (1)	— (0)	— (0)	— (0)
休憩	21 休憩・休息	70%	0%	0 : 26 (19)	0 : 21 (25)	0 : 20 (5)	0 : 15 (6)	— (0)	— (0)	— (0)

注) 括弧は個数。

どのような仕事をこなすかにもばらつきがあり、活動項目によって時間量も異なっている。休日の超過勤務の内容を前傾表3の記入事例から確認すると、限定4項目に該当しない活動になっている。そのうち、とくに「2 補習」「12 部活動」「17 校務出張」に関しては事前予測が可能であったと推察される。

ある時間帯の活動と他の時間帯における活動との関係はどのようなものか。1つには、勤務日の基準勤務時間に発生した仕事の規定休憩時間帯にも発生する場合、基準勤務8時間では教育諸活動がおさまりきらずに業務が持ち越されるといえる。休憩中超過勤務の内容は「6 学級生活」「11 学校生活」の発生率が高く、子どもの昼休みの時間帯に生活指導が組み入れられている。2つ目に、勤務日の規定とされる8時間45分の勤務時間におさまりきらない仕事在校残業と持ち帰り残業に持ち越されて超過勤務になる。この点も、規定勤務時間中の仕事在校残業時間中にも発生し、さらに持ち帰り残業でも発生していることから確認できる。在校残業中の勤務は「13 緊急避難」と「15 日常交流」を除けば直接指導も間接指導もともに基準勤務時間から持ち越される項目であり、また持ち帰り残業は、たとえば学習指導の準備・事後処理に典型のように間接指導のうち教師が単独で行うことが可能な項目になっている。3つ目に、休日に仕事を持ち越されることによって超過勤務が発生する。直接指導の活動項目は勤務日と休日とにまたがって発生し、間接指導についても勤務日に発生するにもかかわらず休日にも発生する項目があることから、勤務日の間に仕事が終わられない状況が示されている。

その上で、1日あたりの時間帯別の活動項目数と発生平均所要時間を参照すると、勤務日に

については、基準勤務時間帯に18項目の教育活動で25分から4時間、規定休憩時間帯に11項目で5分から45分、在校残業時間帯に20項目で5分から2時間05分、持ち帰り残業時間帯に5項目で25分から1時間29分というように、活動別の所要時間に幅がみられる。休日についても、10項目で30分から4時間45分というように所要時間が異なっている。

② それぞれの教師の勤務時間

12名それぞれの勤務時間を表13、表14で参照すると、勤務日1日あたりの総勤務時間は9時間42分から15時間、直接指導時間は5時間05分から9時間30分、間接指導時間は2時間55分から6時間10分で、いずれも長短の幅がある。3分類した活動内容の所要時間においても、また指導形態で区分してみても、それらの時間量は教師間の違いが大きい。休日1日あたりの超過勤務も35分から8時間25分となっている。

教師別にみられる時間量の変動をどのように考えたらよいだろう。個々の能力差によって時間差が生じるというのはひとつの仮説である。そうした面があることを否定はしないが、留意すべきはこれら教師の時間量の差異が等しく超過勤務が発生した上に生じている点である。いまひとつの仮説は、教師間での仕事量の偏在の可能性である。しかしこの点についても、事態として確認できるのは取り組む活動内容が一律同等ではないということである。それにたいして仕事の割り振りの工夫が必要なのはもちろんであるとはいえ、8時間のうちに仕事を済ませ時間的余裕のある教師が他にあった場合にはじめて偏在の解消が可能になるのであるから、偏在の問題は業務分担上の課題ではあっても長時間勤務を直接的に是正する手法にはならないと

表13 12名の勤務日1日あたりの勤務時間

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
勤務時間	12:58	15:00	13:42	9:42	12:23	11:06	10:06	10:42	10:30	11:34	10:14	9:43
直接指導	7:02	9:30	8:21	6:47	6:43	5:56	7:12	4:32	5:50	5:29	5:05	6:25
学習指導	3:18	4:50	4:34	4:35	4:38	3:21	3:48	3:15	3:15	4:07	2:44	2:40
学級指導	0:04	1:06	2:04	2:03	2:05	2:08	3:13	0:28	1:21	0:25	0:25	0:28
学校生活指導	3:40	3:34	1:43	0:08	—	0:27	0:10	0:48	1:13	0:57	1:56	3:17
生徒集団	6:34	8:38	7:25	5:50	4:18	5:09	5:25	4:32	5:46	4:55	5:00	6:25
生徒個別	0:28	0:52	0:56	0:57	2:25	0:47	1:47	—	0:03	0:34	0:05	—
間接指導	5:56	5:30	5:20	2:55	5:40	5:09	2:53	6:10	4:40	6:05	5:09	3:18
学習指導	2:11	2:40	3:25	1:45	3:56	2:08	1:55	4:57	1:01	2:24	1:46	2:25
学級指導	1:30	1:42	0:52	—	0:13	1:17	—	—	0:32	0:42	0:29	0:16
学校生活指導	2:15	1:08	1:02	1:10	1:29	1:43	0:58	1:12	3:06	2:59	2:53	0:37
教師集団	0:38	0:21	0:36	0:42	0:17	1:00	0:10	0:30	0:55	0:56	1:21	0:11
教師個別	5:18	5:09	4:44	2:12	5:22	4:08	2:43	5:40	3:45	5:09	3:48	3:07

表14 12名の休日1日あたりの勤務時間

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
勤務時間	5:57	8:25	4:55	0:35	3:00	2:33	2:15	6:40	4:35	4:15	—	—
直接指導	4:00	2:15	3:25	0:35	—	1:43	—	3:13	0:52	—	—	—
学習指導	—	—	0:25	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学級指導	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学校生活指導	4:00	2:15	3:00	0:35	—	1:43	—	3:13	0:52	—	—	—
間接指導	1:57	6:10	1:30	—	3:00	0:50	2:15	3:26	3:42	4:15	—	—
学習指導	—	—	1:30	—	3:00	0:40	1:45	3:26	—	2:45	—	—
学級指導	—	0:45	—	—	—	0:10	—	—	—	—	—	—
学校生活指導	1:57	5:25	—	—	—	—	—	—	3:42	1:30	—	—

表15 12名の基本情報と1週間の勤務状況

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
年齢	20代	20代	20代	40代	40代	50代	50代	40代	40代	40代	40代	50代
結婚	既婚	未婚	未婚	既婚	既婚	既婚	既婚	未婚	既婚	既婚	既婚	既婚
学級担任	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし
クラス人数	35人	34人	35人	40人	34人	39人	31人	—	—	—	—	—
受け持ち時間数	21コマ	17コマ	26コマ	18コマ	23コマ	21コマ	23コマ	21コマ	18コマ	23コマ	16コマ	18コマ
校務分掌担当数	1	1	4	2	2	1	3	3	1	2	1	2
主任など担当数	1	—	1	1	1	1	1	—	1	—	1	2
疲労回復状態	②	②	④	④	③	③又は④	②	④	④	③	③	②
健康状態	①	①	②	③	②	②	①	②	②	③	②	②
集計日数	勤務日	5	5	5	4	4	4	4	4	5	5	5
	休日	2	2	2	2	2	3(連休)	2	3(連休)	2	2	2
集計除外		1(行事) 1(年休) 1(特休) 1(年休)										
持ち帰り残業日数	勤務日	—	2	1	1	4(5)	3	1(2)	4	—	5	4
	休日	—	—	1	—	2	1	2	—	2	—	—
休日出勤日数		2	2	2	1	—	1	—	3	2	—	—
校内巡視・パトロールの発生日数		4	5	1	1	—	—	1	—	4	4	5
緊急避難発生日数		補導2	補導1									
部活動の発生日数		朝練5 放課後4 休日1	朝練5 休日1	放課後3 休日2	休日1	—	休日1	—	休日3	休日1	—	放課後4 放課後1
空きコマ中の業務	直接指導	パトロール	—	パトロール	—	教科	—	パトロール	—	代講 パトロール	—	パトロール パトロール
	間接指導	会議 出張 教科	—	教科	—	教科 学級	会議 教科 分掌	教科 行事	会議 教科	教科 行事 分掌 校務	会議 教科	会議 教科 行事 分掌

注) 疲労回復状態に関する質問項目は、①疲れを感じない、②疲れを感じるが次の日までに回復している、③疲れが翌日に残る、④休日でも回復せず、いつも疲れている。健康状態に関する質問項目は、①健康である、②健康にやや不安がある、③病気がちで健康とは言えない、④病氣加療中。

思われる。

前項に述べた活動項目別の所要時間と発生率の相違は、教師間で仕事内容と仕事量が一律に固定されてはいないことを意味している。この点を業務の遂行過程の違いから確認するために、表15に12名それぞれの勤務状況を載せている。どの教師も在校残業をこなした上で、持ち帰り残業と休日出勤の発生日数は異なっている。授業の空きコマ中の業務内容は、直接指導については6名がパトロールを記録している。登下校時の安全を確保し、かつ子どもを学校生活に統合する手法として行われていると推察される校内巡視は、在校時間中の発生日数が教師によって異なっている。空きコマ中の間接指導については、教師が個別で行う準備・処理の業務が行われていることから、各教師が自らの仕事の進捗について空きコマを活用して時間調整・管理を行っているとは推察される。その他に会議が入るのは、勤務日のなかで教師集団の業務が空きコマも活用して設定されていることを示している。緊急避難の発生は、該当教師が学級担任と分掌担当者に限定されている。部活動の発生も顧問に限定されるが、仕事量は異なっており、朝や放課後に部活指導が入る教師もいれば、休日出勤になる教師もいる。

教師の教育活動には、すべての教師に発生する仕事、あらかじめ分担されて特定の教師が請け負う仕事、事前の分担は明文化されていなくとも臨機応変の対処が必要な場面で誰かが請け負う仕事が見られる。それらの教育活動が行われる頻度は、毎勤務日のものがある一方で、毎日ではないが一定期間のうちに発生するもの、また、臨時や不確定に発生するといった違いがある。教師1人あたりの勤務時間のなかで、こうした仕事が組み合わされる。しかし、

勤務全体の遂行過程において諸々の仕事の組み合わせと手順は、教師によって、日によって異なる状況が生まれる。したがって勤務時間の変動は、活動内容によって要する時間量が異なる上に、それぞれの教師が遂行する活動内容にも相違があり、仕事量も変動することから生じている。

さらに、それらの仕事を遂行する時間については、1日のうちに一定時刻が定められている、いつまでに実施するか一定期限が定められている、また、どの時間帯に何時の期限までにかが明示されていなくとも、時間の確保と実施について各教師が自己決定しながら遂行すると推察される。変則的に生じる仕事についても、その遂行には即時的な判断と実施が求められる。したがって、各教師がどの程度の勤務時間を確保し、自らの勤務全体のなかで諸々の仕事をどのように配置し、それぞれをどの程度の時間配分でこなすかの管理・調整は、最終的には裁量に任されることになる。

(3)「教職の特殊性」

以上、超過勤務の発生という事態に着目し、長時間勤務のなかで実践されている教育活動の実態を明らかにする観点から教師の多忙について検討をくわえることを課題としてきた。そのために勤務時間原則を学校教師に適用し、勤務日の規定の休憩時間における超過勤務、勤務日の早出・居残りの在校残業、勤務日の持ち帰り残業、さらに、休日における出勤残業、同じく休日の持ち帰り残業を確認することで超過勤務時間の事実確認を行った。そして、それら超過勤務の内容について、学校教育を実現するのに必須の諸活動が実践されていることを明らかにした。こうした作業は小学校学級担任を対象に

拙稿にてひとたび試みた課題であるが、あらたに中学校教諭の勤務時間と教育活動の関係を集計・分析することにより、学校教育を通じて子どもに実際にかかわっている教師の勤務実態をより確たるものとして提示できたと考えている。

その上で、本稿が考察してきた課題は、小学校学級担任の勤務実態から示唆された以下の点にかかわっている。すなわち、超過勤務が発生する要因は8時間の基準勤務時間内に仕事が終わらないことにある。この点を検討するために、勤務時間中の教育諸活動とそれらの所要時間について独自の集計方法を用い、子どもと直接にかかわる時間とその準備・事後処理の時間を分析した。それにより、直接指導の実現には間接指導の遂行がともなっていること、規定の勤務時間帯は直接指導が仕事の中心を占める一方で、残業時間帯には間接指導の割合が高まることから、直接指導が超過勤務になるとともに基準勤務時間における直接指導時間が間接指導時間を圧縮し残業が生じる事態を指摘した。こうした知見にもとづいて、教育活動として必須の直接指導と間接指導に取り組むために超過勤務がこなされ、したがって、基準勤務時間内では済まない仕事量のあることが恒常的な長時間勤務の発生要因であることを導き出してきた。

しかしながらここまで扱ったデータは、個数やデータ構造において、たとえば教育活動別の所要時間とそれらを積み上げた総勤務時間との関係を把握し長時間勤務の発生要因となり得る教育活動の内容を析出する、というような分析にもとづいて8時間では仕事が終わらない事態を示唆するものではない。むしろ、教育諸活動の構成を明らかにすることによって勤務の時間構造がどのようなものであるかを実証するも

のであった。活動別の時間を集計するなかで導出した教師の勤務実態の特徴は、おおむね長時間勤務がこなされることを前提にして、諸々の活動の所要時間と勤務時間の合計は個々の教師によって大きく異なる点にある。時間の変動に内在する傾向や要因は今後に探求しなければならないが、こうした勤務時間の変動が示す教職の特殊性は次のようである。

第1に、子どもの教育に要する時間が前提されて、それが勤務時間の基底をなす。教師にたいしては、あらかじめ一定量の定められた勤務時間がある。最低限の勤務時間量は、総授業時数、つまり子どもの教科等学習時間・特別活動時間として与えられている。このような時間枠組を直接的に規定するのは労働法制ではなく、標準法と法的拘束力をもつ学習指導要領といった学校教育法制である。さらに、学校で計画・編成される教育課程にもとづいて学級・学校集団を単位とした学習指導・生活指導が各学校において編成され、勤務時間として付与されることになる。したがって、子どもが学校で学び生活するカリキュラム上の時間が教師にとっては直接指導の時間に相当することになり、直接指導が基準勤務時間のうちの多くを占め、また勤務時間の中核を占めるようになる。

第2に、「教師が子どもと向き合う時間」は子どもにとってみれば教師による直接指導の時間量であるが、教師にとっては直接指導とそれを実現するための間接指導の時間を合算したものとなる。間接指導には、在校中に集団組織的に遂行されるものと、校務分掌として遂行されるものがある。なかでも教師個別の準備・処理は、自らの直接指導に直結する準備・処理、分担された校務、そして分掌等の準備・処理に分類され、間接的な諸活動が全体として学校教育

の実現を下支えしている²⁸⁾。

第3に、子どもの教育に要する時間は標準ないしは最低限の時間量が定められているだけで、個々の教師にとっては外在的あるいは内在的な要因によって変動する可能性を常にもっている。1つには、教育課程の編成によって授業時数そのものが増加し得る。学校運営組織のなかで授業以外の指導が計画されることによって、指導時間そのものも増加し得る。2つ目に、子どもの学校生活上に臨時的あるいは突発的な出来事が生じることにより教師が対応しなければならない仕事が付加し得る。3つ目に、学校教育の実践過程において保護者等学校関係者との間で対応が必要な仕事が生じ得る。4つ目に、教育課程や学校計画に則った教育活動を個々の教師が実現する際に、学校現場や教室において費やす時間は伸長し得るし、準備・処理に費やす時間も活動別に伸長し得る。

おわりに

教師の恒常的な長時間勤務の問題性は、他職と比較してその長短が問題になるというよりはむしろ、長時間勤務であっても教師が教育活動をつづけることに依拠して展開される教育政策によって教師に特徴的な勤務態様が生み出されている点にある。教師の勤務時間が学校教育法制に規定されるのはそうした事態の一面であり、また、これまでに教師が引き受けている教育諸活動を前提に改訂学習指導要領によって授業時数が増加するのと同様の事態を示している。教職の特徴として指摘されるところの「無境界性」や「無定量性」は、教師のかかえる普遍的な「アポリア」であるとともに教育という営みの本質的な可能性であるかもしれない。し

かし、それがどのように現実に現れているかといえ、超過勤務を不可避とする勤務時間の構造的要因を背景にしている。

長時間勤務をめぐることは、教職は自由裁量によっているから時間計測できない、超過勤務は教師の自主性・自発性によって発生するという見方がある一方で、厳格な勤務時間管理を行う必要があるとの主張がある。しかし、教師の仕事は完全な裁量労働ではないが、裁量に任される勤務時間調整を含むのであるから、仕事内容と時間量を固定的に管理することの困難がある²⁹⁾。学校を取り巻く環境の変化や子どもの教育課題の変容をうけて、従来とは異なった子どもとの向き合い方や教育実践のあり方を模索するとすれば、しかも、それを教師1人あたりの勤務時間を短縮する方向で追求するならば、学校現場の教師を主体に据えた議論が不可欠である。

付記

調査票を提供いただいた京都市教職員組合に心よりお礼申し上げます。なお、本稿の集計結果に関する責任の一切は筆者にある。

注

- 1) 教師の仕事がもつ固有の性格・諸特徴、教職にまつわる特有の困難性は稲垣・久富編(1994)、久富編著(2008)参照。
- 2) 子どもにかかわる業務が中学校では勤務時間の9割を占めているとも指摘されている(東京大学, 2007)。他方で、財務省は少子化を理由に教育予算の増額を認めず、教師1人あたりの年間授業時数は主要先進国の平均よりも少ないとして、1人あたりの担任授業時数を増加すべきと主張する(財政制度等審議会, 2008)。
- 3) 小学校では、国語、社会、算数、理科及び体育の標準授業時数が増え、標準総授業時数は2008年度の5,367時間から、2011年度の全面実

施時には5,645時間へと増加する。中学校では、国語、社会、数学、理科、外国語及び保健体育の必修教科の標準授業時数が増え、標準総授業時数は2008年度の2,940時間から、全面実施の2012年度には3,045時間へ増加する。2002年改訂の学習指導要領においては、学校週5日制の完全実施にともなって、総授業時数が小・中学校の各学年を通じて週2コマ相当の70単位時間減少した。さらに、総合的な学習の時間の創設や中学校における選択教科によって、ほとんどの必修教科の授業時数は減少したが、平日1日あたりの授業時数は増加した。移行措置期間の1年目にあたる2009年度の先行実施においては、小学校で算数、理科及び体育の標準授業時数が増加し、全学年で週1コマ分の総授業時数が増加するとともに外国語活動がはじまり、算数と理科で新たな内容が加わっている。中学校では、数学と理科の標準授業時数が増加するとともに、新たな内容が加わっている。

- 4) 2009年度から年間総授業時数を増やしている学年のある学校は小学校で96.3%、中学校で26.6%、また、年間総授業時数を増やすための取組みとして週当たりの授業時数を増やしている学校は小学校で91.3%、中学校で10.1%となっている（文部科学省初等中等教育局教育課程課，2009）。
- 5) 「教員が子どもと向き合う時間を確保する」ための具体的施策については中央教育審議会（2008b）参照。
- 6) 新学習指導要領の先行実施にともなう授業時数増に対応するため、指導体制の整備を図るとして文部科学省は非常勤講師の増員配置を要求し、2009年度は1万4,000人が予算計上された。しかし、第8次の改善計画が未策定のなかで定数改善は加配に依存してきた経緯により、任用期間の限定された非正規採用が拡大している。
- 7) 2007年10月時の公立学校教諭の1週間における平均教科等担任授業時数は小学校で21.9単位時間、中学校で17.2単位時間であった（文部科学省生涯学習政策局調査企画課編，2009）。
- 8) 2004年、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」に一部改正さ

れ、独立行政法人の国立学校は適用対象外となる。

- 9) 給特法上も労基法32、34、36条などの労働時間制は原則適用される。
- 10) 学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する作業部会（2008）「審議のまとめ」参照。
- 11) 給特法制定時に文部省は、1966年の勤務状況調査結果をもとに1週平均の勤務時間外勤務時間数から教職調整額の比率を算定した。具体的には小学校の週1時間20分、中学校の週2時間30分から1週平均の勤務時間外勤務1時間48分を求め、この時間数を年間44週に渡って行った場合の時間外勤務手当に要する金額が、時間外勤務手当算定の基礎となる給与にたいして約4%相当であった。2008年度教育予算編成時に文部科学省が行った教職調整額の支給率の見直し検討においては、1ヶ月平均34時間の時間外勤務を17時間に縮減させることを想定した上で、12%の手当比率が試算された。このように、あらかじめ一定程度の時間外勤務が想定されている現行制度について、どのような規制条件を設けるのが適当かはよく考案されなければならない。
- 12) 初等中等教育分科会学校・教職員の在り方及び教職調整額の見直し等に関する作業部会配布資料参照。
- 13) 教師の長時間勤務に関しては、周知のとおり既に勤務実態に関する大規模な調査が行われている。2006年に実施された「教員勤務実態調査」の後に3度にわたる集計・分析の結果がまとめられ、教師の仕事に関する勤務時間と業務内容の実態が可視化された。まずは2007年に集計結果が報告され、1日あたりの平均残業・持ち帰り時間と1人あたりの平均残業・持ち帰り時間が判明し、業務内容の分析や属性分析、夏期と通常期の比較が行われた（東京大学，2007）。2007年度の分析によって、勤務の全体的な状況に関する全体平均時間と行為者平均時間、行為者率が示され、職階別の勤務時間や残業時間が判明し、また部活動顧問の勤務時間や教員の休憩・有給休暇の取得状況、業務別分析

- 等をふまえて仕事の詳細が示された。（東京大学，2008a，2008b）。2008年度には，残業時間の要因分析，業務内容の期間別比較等により，属性や教員カテゴリ別の業務状況が整理された。その上で，ある特定の時間帯に，どの程度の割合の教師が，ある特定の業務を行っているのかを示した時間帯別行為者率が示され，平均的な1日の仕事の姿，小学校・中学校における業務遂行の一般的な傾向が明らかになった（国立教育政策研究所，2009）。
- 14) 代替措置については，本稿で後述するような1週間分の調査結果からは確認することができない。
- 15) 調査概要は拙稿（2009）参照。
- 16) 回収調査票数16のうち，養護教諭3名分と記入の読み取りができなかった普通学級担任1名分を除いて集計している。12名の所属学校数は6校である。
- 17) 中学校教員のうち運動部顧問の男性教諭の勤務時間が長いと指摘されている（東京大学，2008a）。
- 18) 教師の勤務実態や仕事を精査するには多様な調査手法をとり得る。たとえば，勤務時間の構成と教育活動の内容をあらかじめ設計し，それらの項目を回答者が選択する手法がある（東京大学，2007）。また，参与観察によって調査者が直接に対象者の活動・行為，所要時間を丹念に追記する手法もある（藤田・油布・酒井・秋葉，1995，酒井，1998）。
- 19) 2008年の人事院勧告をうけて，京都府条例第28号職員の給与等に関する条例第30条は2009年4月より1日あたりの勤務時間を7時間45分と定め，京都市条例第10号京都市教職員の給与等に関する条例第26条は1週間あたりの勤務時間を38時間45分と定めているが，本稿では労基法の定めにもとづく。
- 20) なお，基準勤務を8時間と想定しているが，在校時間中に休憩時間が45分以上あった場合，あるいは基準勤務時間帯に休憩が取得された場合に，基準勤務時間帯の勤務時間が8時間未満になることがある。その際に，退勤時刻を休憩時間分延長して基準勤務時間を計測する等の処理は行っていないため，基準勤務時間の平均値が8時間を下回る可能性がある。また，超過勤務時間は総勤務時間から8時間を差し引いた値であるが，本文中に超過勤務時間と記す場合，超過勤務時間帯の勤務時間を指す。
- 21) 休み時間中の中学校教員の移動距離については藤原・竹下（2008）参照。
- 22) たとえば授業時間帯において授業の記録がある一方で巡視の記録があるように，学習指導と生活指導とは無関係に独立して行われるとはかぎらない。学習指導と学級指導と学校生活指導，それらの指導と準備・事後処理も相互に関連づけられている。
- 23) 調査週の休日が3日間（連休）のサンプルを2名分含む。また，午前や午後の一部をつかった行事実施は勤務日集計に含めるが，終日行事の実施日と有給休暇の取得日を除外することで，勤務日に関しては学習指導とその他指導が行われた平均的な1日の業務遂行の様子を述べていく。
- 24) 勤務日の勤務時間全体における教育活動の構成は，基準勤務時間にも同様に現れており，また，勤務日の活動構成は小学校学級担任においても同様の傾向がみられることから，教諭の職務の特徴といえる。教師の仕事が職階によって大きく異なる点は東京大学（2008b）参照。
- 25) 小学校学級担任が持ち帰り残業を特徴としているのにたいして，中学校では部活動指導が休日に持ち出される（前傾表3の記入事例参照）。部活動顧問の勤務実態については西島・矢野・中澤（2008）参照。
- 26) 小・中学校教師の休憩取得状況については東京大学（2008a）参照。
- 27) サンプル数の制約と属性捨象により，年齢や性別，学級担任の有無や部活動顧問の有無，学校運営組織の編成やそこの業務分担，学校規模や学校の立地する地域特性等の教職を特徴づけることになる諸事情・要因が教師の仕事量や勤務時間に与える具体的な影響を本稿で明らかにすることはできない。
- 28) したがって，授業時数増は準備・事後処理の増加を併発する。間接指導における業務削減や

効率化はそれ自体の活動時間を減らすことを目的とするが、長時間勤務の是正には、教師1人あたりの直接指導を削ることを計画するかあるいは教育活動そのもののあり方の再考が必要である。

- 29) 教師であっても1日を無定量化に働くことはできないから、時間規制の必要があることはもちろんである。

参考文献

- 中央教育審議会（2008a）「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」。
- （2008b）「教育振興基本計画について—『教育立国』の実現に向けて—（答申）」。
- 藤田英典・油布佐和子・酒井朗・秋葉昌樹（1995）「教師の仕事と教師文化に関するエスノグラフィ的研究—その研究枠組と若干の実証的考察」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第35巻，29-66頁。
- 藤原直子・竹下輝和（2008）「教員の行動特性からみた中学校職員室に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』73巻632号，2041-2048頁。
- 布川淑（2009）「学校教師の勤務時間—公立小学校担任受け持ち教諭20名の1週間—」『立命館大学産業社会論集』第45巻第2号，39-60頁。
- 稲垣忠彦・久富善之編（1994）『日本の教師文化』東京大学出版会。
- 国立教育政策研究所（2009）『教員業務の軽減・効率化に関する調査研究報告書』。
- 久富善之編著（2008）『教師の専門性とアイデンティティ』勁草書房。
- 文部科学省初等中等教育局教育課程課（2009）「平成21年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について（速報）」。
- 文部科学省生涯学習政策局調査企画課編（2009）『平成19年度学校教員統計調査報告書』。
- 中村圭介・岡田真理子（2001）『教育行政と労使関係』エイデル研究所。
- 西島央・矢野博之・中澤篤史（2008）「中学校部活動の指導・運営に関する教育社会学的研究—東京都・静岡県・新潟県の運動部活動顧問教師への質問紙調査をもとに—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第47巻，101-130頁。
- 小川正人（1998）『教師の勤務条件と人事』佐伯胖他編『教師像の再構築』岩波書店，93-115頁。
- 大阪教育文化センター（1996）『教師の多忙化とバーンアウト』京都・法政出版。
- リクルートマネジメントソリューションズ（2007）『平成18年度文部科学省委嘱調査「教員意識調査」「保護者意識調査」報告書』。
- 酒井朗（1998）「多忙問題をめぐる教師文化の今日的様相」志水宏吉・編著『教育のエスノグラフィ—学校現場のいま』嵯峨野書院，223-248頁。
- 東京大学（2007）『教員勤務実態調査（小・中学校）報告書』。
- （2008a）『教員の業務の多様化・複雑化に対応した業務量計測手法の開発と教職員配置制度の設計 教員と教員サポート職員による業務の適切な分担とアウトソーシングの可能性 報告書（第1分冊）』。
- （2008b）『教員の業務の多様化・複雑化に対応した業務量計測手法の開発と教職員配置制度の設計 教員と教員サポート職員による業務の適切な分担とアウトソーシングの可能性 報告書（第2分冊）』。
- ウェルリンク（2008）「文部科学省委託新教育開発プログラム メンタルヘルス対策に関する意見調査」ウェルリンク株式会社報道資料。
- 萬井隆令（2005）「公立学校教師と時間外労働—給与特別措置法の解釈・運用上の問題点—」『龍谷法学』第38巻第1号，53-91頁。
- 財政制度等審議会（2008）「平成21年度予算編成の基本的考え方について」。

A Study of Teachers' Workload and Working Hours:
Focusing on Teaching Activities, Life Guidance
and Preparation Time of 12 Junior High School Teachers

FUKAWA Shuku *

Abstract: The purpose of this paper is to discuss the relationship between teachers' activities and working hours. I examine junior high school teachers' working conditions and analyze their activities, the time required for each activity, the time distribution and the work arrangement. Therefore, the intensification of the teachers' work is considered, paying attention to the situation of overtime work, in order to clarify not only the length of working hours but actual activities. The necessity for readjustment of constant long working hours is shown. While the total hours of class sessions have increased due to revision of government guidelines for teaching, the management of working hours based on education laws lacks the conditions to control overtime work as assumed previously. In order to create new educational activities that can cope more effectively with the change in social environment and the educational issues, and to simultaneously reduce working hours per teacher, it is indispensable to advance arguments based on the real situation in schools.

Keywords: public junior high schools in Kyoto, unpaid overtime work, management of working hours, characteristic of the teaching profession

* Ph.D. Candidate, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University